

須坂市農業委員会 令和6年5月総会 議事録

1 招集 令和6年5月31日(金) 午後3時

2 開会 令和6年5月31日(金) 午後3時

3 閉会 令和6年5月31日(金) 午後3時55分

4 場所 須坂市役所305会議室

5 出席した農業委員(14人)

出席した農地利用最適化推進委員(6人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	丸山輝幸	推進委員	15番	小布施嘉雄
会長職務代理	13番	中村豊彦		7番	春原博		16番	竹前清孝
農業委員	1番	返町俊昭		8番	原千賀子		17番	丸山雅之
"	2番	後藤文夫		9番	小林昇		18番	吉田幸夫
"	3番	湯本か代子		10番	吉池寿一		19番	小林郁雄
"	4番	黒岩基之		11番	勝山修一		20番	増田光輝
"	5番	山岸幸子		12番	目黒孔一			

6 欠席した農業委員 なし

欠席した農地利用最適化推進委員 21番 市川和志

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 萩原一司 局長補佐 長野寛 農地係主査 小林広明

9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 関野勝仁 農政係事務員 小池祐希

10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会5月総会を開会いたします。

本日の会議につきましては、21番市川推進委員から欠席の連絡がありました。農業委員全員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 ご苦労様です。早いもので5月も月末となりましたが、今年は4月に入ってから気温の高い日が続いたことから農作物の生育も早いといった状況で、農作業も大変しくなってきた中と思いますが、5月総会にご参集いただきましてありがとうございます。

議長 5月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしくお願ひ申し上げます。
それでは、議事に入ります。
最初に、議事録署名委員の指名を行います。
須坂市農業委員会会議規則第14条の規定により、6番丸山輝幸委員、7番春原博委員をご指名申し上げます。
それでは、議案第6号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について申請件数4件について、審議いたします。
事務局の説明を願います。
(議案書に基づき朗読、説明。)
事務局 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願ひいたします。
議長 ないようでしたら、農業委員さんで何か補足説明がございますか。
議長 ないようありますので、これより質疑意見に入ります。
委員 推進委員さんで質疑意見はございませんか。
委員 No.4ですが、許可に際して条件を付けることは可能ですか。可能ならばどのような条件が付けられますか。
事務局 適格法人要件を満たさなくなつた場合の措置や毎年の報告義務に関することなどの条件を付けることは可能と考えております。
委員 営農計画に従ってきちんと農業をやっていくことといった条件を付けられれば良いと思います。
事務局 計画はあくまでも計画であって必ずしもその通りに進まない可能性はありますが、自己の目指す営農に少しでも近づくよう指導していくことも大事かなと思います。
委員 少し遅れてでも自分の営農の方向性に向かってしっかりやっていってもらいたいということをぜひ伝えていただきたいと思います。
議長 ほかにございませんか。
委員 就農のための研修などは必要ないですか。
事務局 施設整備までの間、セミナーや研修などを受ける他、知り合いの農家の指導を受けるとのことです。
議長 ほかにないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。
委員 条件ということではなくて営農計画に沿って営農することといった意見書を付けて許可したらいかがでしょうか。
事務局 今回、許可となつた際はそのような形で進めることも可能だと思います。
委員 栽培方法としては水が必要な栽培ですが、これはどうするのですか。
事務局 そこらへんはまだ検討中のですが、可能であれば井戸を掘削して、となると思います。
委員 施設の設置も営農計画で示した経費ではおそらく足りないと思いますし、見込み以上に掛かるように思います。その他、苗などをどうするか、購入するのか自家栽培するのかなどもあります。少し詰めが甘いように感じますのでしっかり詰めて進めていただきたいと思います。
委員 計画が甘いという意見だと思います。もう少し詰めてもらって再度申請でも良いのではないかでしょうか。
事務局 やってみないとわからない部分ですし、計画通りいかない可能性もあります。農業経営はあくまで自己責任の部分が大きいと思います。
議長 ほかにないようありますので、採決いたします。
議長 議案第6号の4件について許可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
議長 挙手全員であります。
議長 よって、議案第6号の4件については許可と決定しました。
議長 次に、議案第7号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について申請件数1件について審議いたします。
事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)
議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願ひいたします。
議長 ないようですので、地区担当の農業委員さんで何か補足説明がございますか。
議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。
議長 推進委員さんで質疑意見はございませんか。
議長 農業委員さんで何かございますか。
議長 ないようありますので、採決いたします。
議長 議案第7号の1件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
議長 挙手多数であります。
議長 よって、議案第7号の1件については意見可と決定しました。
議長 次に、議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について申請件数44件を議題といたします。
議長 はじめにNo.1の1件について審議いたします。
議長 なお、この案件につきましては須坂市農業委員会会議規則第11条の規定により特定の委員の退席をお願いします。
議長 議決後は着席を認めます。
議長 それでは事務局の説明を願います。
事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)
議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願ひいたします。
議長 ないようでしたら、農業委員さんで何か補足説明がございますか。
議長 ないようありますので、これより質疑意見に入ります。
議長 推進委員さんで質疑意見はございませんか。
議長 ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。
議長 ないようありますので、採決いたします。
議長 No.1の1件について許可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
議長 挙手全員であります。
議長 よって、No.1の1件については決定と決しました。
議長 それでは退席委員の着席を認めます。
議長 次にNo.2からNo.27までの26件について、審議いたします。
説明員 事務局の説明を願います。
説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)
議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願ひいたします。
議長 ないようでしたら農業委員さんで何か補足説明がございますか。
議長 ないようありますので、これより質疑意見に入ります。
議長 推進委員さんで質疑意見はございませんか。
議長 ないようですので農業委員さんで何かございますか。
議長 ないようありますので、採決いたします。
議長 No.2からNo.27までの26件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
議長 挙手全員であります。
議長 よって、No.2からNo.27までの26件については、決定とすることに決しました。
議長 次にNo.28からNo.34までの7件について、審議いたします。
説明員 事務局の説明を願います。
説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)
議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願ひいたします。
議長 ないようでしたら農業委員さんで何か補足説明がございますか。
議長 ないようありますので、これより質疑意見に入ります。
議長 推進委員さんで質疑意見はございませんか。
議長 ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

No.28 からNo.34 までの 7 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

よって、No.28 からNo.34 までの 7 件については、決定とすることに決しました。

次に、No.35 からNo.44 までの 10 件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

(議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願ひいたします。

ないようですので、農業委員さんで補足説明がございますか。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

推進委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようでしたら農業委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

No.35 からNo.44 までの 10 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

よって、No.35 からNo.44 までの 10 件については、決定とすることに決しました。

以上で審議案件は終了いたしました。

次に、報告に移ります。

報告第 3 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について報告件数 1 件、報告第 4 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について報告件数 3 件について事務局の説明を願います。

(議案書に基づき朗読、説明。)

この件についてご質問はございませんか。

ないようでありますので、以上で報告を終わります。

これをもちまして、5月総会を閉会といたします。ご苦労様でした。